

低炭素電気普及促進計画書兼報告書

作成マニュアル

2023年6月

横浜市 環境創造局

環境保全部 環境管理課 計画書制度担当

電話番号：045-671-4224 ファックス：045-681-2790

メールアドレス：ks-teitanso@city.yokohama.jp

はじめに

横浜市では、事業者と市が相互に連携を図りながら、横浜市に供給される電気の低炭素化と市内で電気を使用する市民及び事業者による低炭素電気の選択を促進しています。

「横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下、「条例」という。）」に基づき、横浜市内に電気を供給する小売電気事業者（特定電気供給事業者）は、「低炭素電気普及促進計画」の提出及び実施状況の報告を行う必要があります。

この制度の運用により、特定電気供給事業者に二酸化炭素排出係数の削減を計画的に推進してもらい、その取組内容を横浜市がウェブページ等で公表することにより、市民および事業者による環境に配慮した電気事業者の選択を促進します。

制度の概要や 2022 年度提出分の公表内容については

「低炭素電気普及促進計画書制度について」のページを参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/ondanka/teitanso/teitansoseido.html>



【参考】過年度（2021 年度以前）の低炭素電気普及促進計画書兼報告書の公表ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/ondanka/teitanso/teitanso-R01-kouhyo.html>



1 提出要領

(1) 提出書類

- ア 低炭素電気普及促進計画書兼報告書（条例細則第 38 号様式の 6）
- イ 低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出書（条例細則第 38 号様式の 7）

(2) 提出期日

毎年 8 月末

(3) 提出方法

横浜市電子申請・届出システムによる申請

※電子申請システムによる提出ができない事業者は、市担当者まで御連絡ください。

横浜市内への電気の供給を停止したときは・・・

横浜市内への電気供給を停止し、年度内に供給予定のない小売電気事業者は、本制度の対象外となります。「特定電気供給事業者非該当届出書（細則第 38 号様式の 8）」を提出してください。

2 提出書類作成の流れ

(1) 新規登録

横浜市電子申請・届出システムにアクセスし、新規登録を行ってください。

※昨年度、登録した ID がある場合はその ID を使用してください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/user/account/guidance>



(2) 申請内容の入力

以下のアドレスから、横浜市電子申請・届出システムにログインし、入力フォームに申請内容を入力して下さい。入力項目は、「3 入力項目一覧」を参照してください。

※一時保存して、入力を中断することもできます。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/8bd330de-1991-4328-b9b2-7e4eb1d6164a/start>



(3) 入力した申請内容の確認

入力した申請内容の確認を行ってください。

(4) 電子申請・届出システムからデータを申請

「入力した申請内容の確認」ページ最下部の「申請する」ボタンを押して、データを申請してください。

(5) 申請内容の保存

「申請内容をダウンロードする」ボタンを押して、申請内容を保存してください。

※入力した申請内容が、自動で様式フォームに反映され、PDF ファイルとして出力されます。

3 入力項目一覧

以下の入力項目一覧表は、申請内容の入力の順に記載しています。

入力項目一覧表(1/2)

No	分類	項目名	記入要領
1	申請日	申請日	自動表示のため、記入不要
2	連絡担当者について	連絡担当者の事業所名	市との連絡窓口となる方の連絡先を記入 ※登録情報が自動表示されますので、必要に応じて上書きしてください。
3		連絡担当者の所在地	
4		連絡担当者の所属部署	
5		連絡担当者氏名	
6		連絡担当者電話番号	
7		連絡担当者メールアドレス	
8	小売電気事業者について	小売電気事業者の登録番号	国への登録番号(A0***)を5ケタで記入
9		小売電気事業者名	登録情報を自動表示(必要に応じて上書き)
10		小売電気事業者の所在地	
11		代表者役職名	代表者の役職名を記入
12		代表者氏名	登録情報を自動表示(必要に応じて上書き)
13		主たる事業所の所在地	本社機能を持つ事業所の所在地を記入
14	事業の概要	発電事業の有無	市内への電気の供給に係る自社の発電所を所有の場合は「有」を選択
15		供給区分	市内への電気の供給の区分を選択(複数可)
16		事業の概要	小売電気事業及び発電事業(ある場合)の概要を記入
17		担当部署事業所名	本計画の担当部署の連絡先を記入 ※市ウェブページで公表されますので、個人情報記入しないでください。
18		担当部署名	
19		担当部署電話番号	
20		担当部署メールアドレス	
21		低炭素電気の普及の促進のための基本方針	排出係数の低減、再エネ利用率の向上等について記入、発電事業がある場合は発電事業の基本方針も併せて記入
22		推進体制	計画を推進する担当部署、点検体制等を記入
23		推進体制添付資料	体制図等のアップロード(任意)
24		計画書兼報告書の公表有無	「有」を選択の場合、具体的な方法(HP・窓口等)も入力
25		電源構成の公表有無	「有」を選択の場合、具体的な方法(HP・窓口等)も入力
26		電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置	市内における料金メニューの設定、高効率再エネ機器の普及促進、イベント実施等の取組実績(予定)を記入
27		RE100に対応した電気の供給対応可否	「対応可」「一部対応可」「対応不可」のいずれかを選択
28	備考	供給時期、メニュー名、供給条件等を記入	

(次ページへ続く)

入力項目一覧(2/2)

No	分類	項目名	記入要領
29	2022 年度 実績値	基礎排出係数	1kWh 当たりで排出される CO ₂ の量(国への報告値)を記入
30		調整後排出係数	1kWh 当たりで排出される CO ₂ の量(国への報告値)を記入
31		メニュー別の排出係数	市内に供給可能なメニューの数を選択し、メニュー毎に排出係数を記入(任意)
32		排出係数の抑制措置のための取組実績・計画等	排出係数の抑制措置のために行った 2022 年度の実績や今後の計画等を記入
33		全国に供給した電力の CO ₂ 排出量	調整後排出係数×全国の電気供給量
34		市内に供給した電力の CO ₂ 排出量	調整後排出係数×市内電気の供給量
35		調達電力量(全国総量)	他社からの調達及び自社の発電による電力の全国総量
36		再生可能エネルギー(FIT・FIP 電気を除く)の調達電力量	他社からの調達及び自社の発電による再エネ(FIT 除く)の全国総量
37		再生可能エネルギー(FIT・FIP 除く)の内訳	「太陽光」「風力」「水力」「その他」から選択し、各種別の調達電力量を記入(任意)
38		再生可能エネルギー(FIT・FIP 電気)の調達電力量	他社からの調達及び自社の発電による再エネ(FIT)の全国総量
39		再生可能エネルギー(FIT・FIP)の内訳	「太陽光」「風力」「水力」「その他」から選択し、各種別の調達電力量を記入(任意)
40		未利用エネルギーの調達電力量	他社からの調達及び自社の発電による未利用エネルギーの全国総量
41		調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等	国内で認証された排出削減相当量、国への報告値
42		2023 年度 計画値	基礎排出係数
43	調整後排出係数		1kWh 当たりで排出される CO ₂ の量(見込み値)を記入
44	メニュー別の排出係数		市内に供給可能なメニューの数を選択し、メニュー毎に排出係数を記入(任意)
45	全国に供給する電力の CO ₂ 排出量		調整後排出係数×全国への電気供給量(見込み値)
46	市内に供給する電力の CO ₂ 排出量		調整後排出係数×市内への電気供給量(見込み値)
47	長期目標 計画値	長期目標年度	任意の目標年度を設定して記入
48		基礎排出係数	数値目標がない場合は、定性的な目標を記入
49		調整後排出係数	数値目標がない場合は、定性的な目標を記入
50	その他	再エネ・未利用エネを利用した電気の調達及び国内認証排出削減量等の促進に係る取組の実施状況及び計画	2022 年度の実施状況及び今後の計画を記入
51		その他の低炭素電気の普及の促進に係る措置	その他、普及の促進に寄与する取組があれば記入

4 提出書類の記入例

(1) 低炭素電気普及促進計画書兼報告書提出書 記入例

■ 内の数字は、入力項目一覧表の No です。
入力した申請内容は、記入例の通り様式フォームに反映されます。

(提出先)
横浜市長

兼報告書提出書

2023年8月31日

住所 神奈川県横浜市〇〇区△△□-□
氏名 株式会社〇〇
代表取締役社長 低炭素 太郎
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第146条の7第1項及び第2項の規定により低炭素電気普及促進計画書兼報告書を提出します。

低炭素電気普及促進計画書兼報告書		別添のとおり	
担 連 者 先	2	事業所名	横浜本社
	3	所在地	神奈川県横浜市〇〇区△△□-□
	4	部署名	新電力事業部
	5	氏名	電力 次郎
	6	電話番号	045-XXXX-XXXX
	7	E-mail	aaaa-bbbb@cccc.jp

- ・連絡担当者は、市との連絡窓口となって頂く方です。
- ・従業員の中から選任してください。

(2) 低炭素電気普及促進計画書兼報告書 記入例 (1 / 4 ページ)

細則第38号様式の6 (第2条第49号の6)

8

事業者ID

低炭素電気普及促進計画書兼報告書

1

2023 年 8 月 31 日

(提出先)
横浜市長

住所 神奈川県横浜市〇〇区△△□-□

10

氏名 株式会社〇〇
代表取締役社長 低炭素 太郎

9

11

12

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

横浜市生活環境の保全等に関する条例第146条の7第1項及び第2項の規定により、次のとおり計画を提出し、及び実施の状況を報告します。

1 特定電気供給事業者の概要

14	15	事業者の名称及び代表者の氏名	株式会社〇〇 代表取締役社長 低炭素 太郎	9	11	12	
		主たる事業所の所在地	神奈川県横浜市〇〇区△△□-□	13			
		発電事業の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無				
		供給区分	<input checked="" type="checkbox"/> 特別高圧 <input checked="" type="checkbox"/> 高圧 <input checked="" type="checkbox"/> 低圧 (電力) <input type="checkbox"/> 低圧 (電灯)				
		16 事業の概要 (発電事業実施の場合は、発電事業の概要も記載)	小売電気事業としては、関東を対象に、再生可能エネルギーの調達により、排出係数の低い電気を供給しています。 発電事業としては、太陽光パネルの設置を全国各地で進めています。				
		担当部署 連絡先	事業所名	横浜本社			17
			部署名	新電力事業部			18
			電話番号	045-XXXX-XXXX			19
			E-mail	aaaa-bbbb@cccc.jp			20

2 対象年度

提出年度 (当年度)	2023 年度
---------------	---------

(2) 低炭素電気普及促進計画書兼報告書 記入例 (2 / 4 ページ)

21 **3 低炭素電気の普及の促進のための基本方針**
 太陽光を中心とした再生可能エネルギーを多く用いた低排出係数の電気を供給すると同時に、需要家に対して、環境価値への関心が高まるようなアピールを図ります。

22 **4 推進体制**
 横浜本社
 ↳新電力事業部 (太陽光発電拡充、電源構成の管理)
 ↳エネルギー企画課 (需要家への提案)

24 **5 低炭素電気普及促進計画書兼報告書の公表方法**

公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
公表方法	ホームページ上 http://www.xxxxxxxx.co.jp

25 **6 電源構成の公表状況**

公表の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
公表方法	ホームページ上 http://www.xxxxxxxx.co.jp

26 **7 電気需要者への低炭素電気の普及の促進に係る措置**
 低炭素プランや脱炭素プラン等のメニューを設定し、需要家が求める環境価値を提供します。

RE100に 対応した 電気の供給	対応の可否	27 <input checked="" type="checkbox"/> 対応可 <input type="checkbox"/> 一部対応可 <input type="checkbox"/> 対応不可
	備考	28

(2) 低炭素電気普及促進計画書兼報告書 記入例 (3 / 4 ページ)

8 電気の供給に伴い排出される1kWh当たりの二酸化炭素の量及び抑制計画

排出係数種別	前年度		当年度		長期目標		
	2022年度		2023年度		2030年度		
	実績値 [kg-CO ₂ /kWh]		計画値 [kg-CO ₂ /kWh]		計画値 [kg-CO ₂ /kWh]		
基礎排出係数	29	0.525	42	0.490	48	0.370	
調整後排出係数	30	0.475	43	0.450	49	0.250	
メニュー別排出係数	メニューA	31	0.000	44	0.000	-	
	メニューB		0.157		0.132		
排出係数の抑制措置 のための取組実績・計画等	32	再生可能エネルギー調達量や、自社の太陽光発電電量が増加した。これらに加え、クレジット購入を進めます。					

今年度初めて計画を提出する新規事業者は、前年度（2022年度）の実績値に「-（半角）」を入力してください。

9 電気の供給に伴い排出される二酸化炭素の量

排出区域	前年度		当年度	
	2022年度		2023年度	
	実績値 [t-CO ₂]		計画値 [t-CO ₂]	
全国総量	33	41,000	45	42,790
市内	34	3,100	46	3,420

排出量の単位に注意してください。
単位は「t」です。

(2) 低炭素電気普及促進計画書兼報告書 記入例 (4 / 4 ページ)

10 電気の調達実績

調達実績	前年度		
	2022年度		
	調達電力量 [10 ³ kWh/年]	構成比 [%]	
調達電力量 (総量)	35	72,560	—
再生可能エネルギー (FIT・FIP電気除く)	36	4,824	6.6%
太陽光	37	1,298	1.8%
風力		253	0.3%
水力		772	1.1%
その他 ()			
再生可能エネルギー (FIT・FIP電気)	38	1,250	1.7%
太陽光	39	1,250	1.7%
風力			
水力			
その他 ()			
未利用エネルギー [※]	40	0	

※未利用エネルギーとは、工場等で発生する排熱等のこれまで利用されていなかったエネルギーをいう

単位に注意してください。
単位は「t」です。

11 調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等

項目	前年度	
	2022年度	
	実績値 [t-CO ₂]	
削減相当量	41	300

12 再生可能エネルギー・未利用エネルギーを利用した電気及び国内認証排出削減量等の調達の促進に係る取組の実施状況及び計画

50 これまでFIT電気の調達及び、自社設備による太陽光発電を行ってきました。今後はこれらの事業の調達量、発電量を増加させるとともに、クレジットの調達を積極的に進めます。

13 その他の低炭素電気の普及の促進に係る措置

51 ・新たに10MWの太陽光発電所からの電力調達を開始したため、再生可能エネルギー由来の電力が増加した。
・未利用エネルギーについて、関連会社で、未利用エネルギーによる発電を本年度より開始する予定があり、そこから年間20,000MWhの調達を予定している。

(3) 記入例の補足説明

8 電気の供給に伴い排出される 1kWh 当たりの二酸化炭素の量及び抑制計画	
把握率	<p>全ての電気の供給の量から、二酸化炭素排出量を算定するに当たり算定の基となる情報が把握できなかった電気の供給の量（＝未把握分※）を減じた値を、全ての電気の供給の量で除して求めます。</p> <p>※未把握分とは、国へ報告する排出係数の算定に当たり、基礎二酸化炭素排出量算出のための代替値を使用した電気の受電電力量になります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> $\text{把握率} = \frac{\text{（全ての電気の供給）} - \text{（温室効果ガスの量を算定するに当たり算定の基となる情報が把握できなかった電気の供給の量）}}{\text{全ての電気の供給}}$ </div>
長期目標 (計画値)	<p>定量的な数値目標がない場合は、「極力低減」など定性的な目標とすることもできます。この場合、長期目標の年度も未記入で構いませんが、日本のNDC*等も参考に極力設定してください。</p> <p>*日本のNDC（国が決定する貢献） 2030年において温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。</p>
10 電気の調達実績	
調達電力量 (総量)	<p>一般送配電事業者から調達した電力量、日本卸電力取引所から調達した電力量及び他の小売電気事業者等から調達した電力量及び自社の所有する発電所で発電し調達した電力量（保有電源からの供給電力量（送電端））の全国総量を記入してください。</p> <p>※再エネ、未利用エネ以外の電源（火力発電等）を含む調達電力の全国総量を記入してください。</p>
再生可能エネルギー種別毎の調達電力量	<p>「その他()」には、バイオマス、地熱等の太陽光、風力、水力以外の再生可能エネルギー調達電力量を記入してください。</p>
12 調整後二酸化炭素排出量の算定に用いた国内認証排出削減量等	
<p>国へ報告した調整後二酸化炭素排出係数の算定に用いた国内認証排出削減量等の合計量（調達した証書を無効化することにより調達した電気の二酸化炭素排出量を削減した量）と年度を記入してください。非化石証書に関しては、非化石電源二酸化炭素削減相当量（t-CO2）を用いてください。</p>	

5 参考資料（用語の解説）

■ 「国が決定する貢献（NDC）」

第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）では、温室効果ガスの削減量の目標と現状について、各国は5年毎に提出・更新する義務があります。日本は2030年度には46%、横浜市では50%を目指し、2050年度にはカーボンニュートラルを達成するとしています。カーボンニュートラルとは「排出を全体としてゼロ」という意味で、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

以上出典 外務省『気候変動』 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/kiko/index.html>
環境省『脱炭素ポータル』 https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/

■ 再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています

■ RE100（Renewable Energy 100%）

「事業活動に使用する電力を100%再生可能エネルギーにより発電された電気にする」とを誓約している企業が加盟している国際的な企業連合です。RE100では、以下の電源に由来する電力を再エネ電力として定義しています。太陽光発電及び太陽熱発電、風力発電、水力発電（大型水力を含む）、バイオマス発電（バイオガス発電を含む）、地熱発電です。また、電力調達手法には、以下の3種類があります。専用線で接続された再エネ電源からの直接調達、電力系統（送配電網）を介した電力メニューの購入、再エネ電力証書の購入（FIT電力はJクレジットなどの証書の調達が必要です）。

RE100の目標水準は、遅くとも2050年までに再エネ電力100%を達成することとし、2020年：30%、2030年：60%、2040年：90%の中間目標を設けることを推奨しています。

■ FIT 電気（Feed-in Tariff）

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気のご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。太陽光「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。固定買取制度か

ら市場価格に移行するなかで、従来の FIT 制度は小規模なものに限定され、FIP 制度の適用が大部分となっています。

■ FIP 制度 (Feed in Premium)

FIP 制度とは「フィードインプレミアム (Feed-in Premium)」の略称で、再エネの導入が進む欧州などでは、すでに取り入れられている制度です。この制度では、FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム (補助額) を上乗せすることで再エネ導入を促進します。2022 年 4 月からはじまり、今年度から記入項目が追加されました。

■ 非化石証書

「非化石価値」は、電気の持つ「環境価値」の一種で、「非化石電源からつくられた電気である」という価値です。この市場では、非化石価値は「証書」の形で見える化され、取引が可能になります。非化石証書の取引は、まずは FIT 電気の非化石証書からスタートします。小売電気事業者は、購入した非化石証書を高度化法の義務の履行 (非化石電源比率を 2030 年度までに 44% にすること) に利用することができます。また、証書を購入した分だけ、販売する電気の CO2 排出量が少なくなるとみなされます。小売電気事業者から電気を買う私たち需要家にとっても、非化石電源からの電気を買う選択肢が広がることが期待されます。

■ 未利用エネルギー

工場のさまざまな機器などから排出される熱の再利用、ビル等冷暖房の補助熱源として地層下部の地熱回収によって行う、自社発電機からでる温水の再利用など、おもに、再生可能エネルギーに規定されないものをいいます。

以上出典 資源エネルギー庁『なっとく！再生可能エネルギー』

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html